

議案第5号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により次の財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

旧富津市立天羽東中学校	
区分	内容
土地	地番：富津市上後字堀合313番2の一部、342番、343番、344番1の一部、344番3、344番4の一部、字井ノ上395番、396番、401番、402番、403番1、403番2、404番1、404番2、405番
	地目：学校用地 外
	地積：5,827.02㎡
建物	種類：教室棟（普通・特別・管理） 構造：鉄筋コンクリート造3階建 延床面積：2,482㎡
	種類：特別教室棟 構造：鉄骨造平家建 延床面積：365㎡
	種類：屋内運動場 構造：鉄骨造2階建 延床面積：1,097㎡
	種類：灯油室 構造：鉄骨造平家建 延床面積：31㎡
	種類：器具庫 構造：鉄骨造平家建 延床面積：12㎡
	種類：倉庫 構造：木造平家建 延床面積：27㎡

2 貸付金額 無償

3 貸付期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

4 貸付けの相手方 東京都品川区西五反田七丁目9番5号
SGテラス6階
株式会社JELLYFISH
代表取締役 田中 翔

令和8年6月9日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

旧富津市立天羽東中学校の活用に伴い、引き続き市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。